

## 「行政情報課複写サービス業務」業務仕様書

札幌市（以下「委託者」という。）と複写サービス提供者（以下「受託者」という。）とで契約を締結する複写機による複写サービスの仕様について、次のとおり定める。

（複写サービス契約の趣旨）

- 1 この複写サービス契約は、委託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、及び複写サービスに必要な消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うものとする。

（契約予定期間）

- 2 この複写サービス契約の予定期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（設置機種）

- 3 複写方式は、乾式静電転写方式であること。
- 4 型式は、デスクトップ型であること。
- 5 35%から400%のズーム幅を確保していること。
- 6 自動両面複写ができること。
- 7 月間の複写枚数が最高3,000枚の場合において、良好な複写品を安定して供給することができること（月間複写予定枚数1,000枚）。
- 8 手差し供給を除く給紙は、前面給紙方式とし、4段トレイ（A4縦、A4横、B5、A3）以上を装備すること。
- 9 手差しトレイにより、A3サイズからハガキサイズまでの用紙の給紙ができること。
- 10 複写速度は、A4横（短辺送り）で1分間35枚以上であること。
- 11 コピーサービス用に料金管理装置コインラックを装備すること。
- 12 複写機は、令和7年4月1日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は、速やかに撤去しなければならない。
- 13 設置する複写機は、必ずしも「工場出荷品（新品）」であることを要しない。
- 14 ファーストコピースピードが4.0秒以下であること。
- 15 ウォームアップタイムが100秒以下であること。
- 16 機器の占有面積が1,090mm×710mm以下であること。
- 17 国際エネルギースタープログラム対応であること。

（履行場所）

- 18 履行場所は以下の場所とする。  
札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市役所本庁舎2階 総務局行政部行政情報課

（複写サービス料金）

- 19 複写サービス料金は、複写機1台毎に複写品1枚当たりの単価を定める。
- 20 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

（複写機の保守及び消耗品の供給）

- 21 受託者は、複写機を常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。
- 22 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 23 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者と受託者の協議のうえこれを行うものとする。

- 24 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複写質維持のため委託者が必要と認めるときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。
- 25 受託者は、この契約が終了し、又は契約を解除した場合は、複写機及び未使用の消耗品を速やかに引き取らなければならない。

(その他)

- 26 複写機及び消耗品の所有権は受託者に属し、委託者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。
- 27 委託者は、複写機の現状を変更するような行為及び消耗品を他に流用するような行為をしてはならない。
- 28 複写機の移動は、原則として受託者の責任と負担で行うものとする。ただし、委託者の都合による場合で特別な費用を要するときは、受託者は委託者に対して、その費用を請求することができる。
- 29 設置する複写機については、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。
- 30 受託者は、委託者が故意又は重大な過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を委託者に対して請求することができる。
- 31 前項の場合において、動産総合保険で補償された損害に対しては、同項の規定にかかわらず、受託者は委託者に対して請求しない。
- 32 契約期間中において法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他経済事情の変化により複写サービス料金を改定する必要がある場合は、委託者又は受託者は料金改定日の1ヵ月前までに書面にて料金の改定を相手方に通知し、委託者と受託者の協議のうえ新料金を決定する。
- 33 本契約については、本契約に係る予算の成立を条件とする。

担当課 総務局行政部行政情報課

担当者 平山 TEL 211-2132